

報告第3号

前橋市国民健康保険税条例の改正の専決処分について

前橋市国民健康保険税条例（昭和35年前橋市条例第15号）の改正については、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき、報告し、承認を求める。

平成29年6月14日提出

前橋市長 山 本 龍